

藤沢市公共工事等受注希望募集型競争入札実施要領

制定	平成13年3月30日
改正	平成15年11月1日
改正	平成18年4月1日
改正	平成19年10月1日
改正	平成20年4月1日
改正	平成22年4月1日
改正	平成24年4月1日
改正	平成25年4月1日
改正	平成30年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市契約規則(昭和37年藤沢市規則第46号)第18条第1項及び藤沢市公共工事等の指名競争入札における参加者選定基準(平成13年3月30日制定)第4条第2項の規定により、この市が実施する受注希望募集型競争入札(以下「公募型入札」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となる案件)

第2条 公募型入札の対象となる案件は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公募型入札に適さないものは対象外とする。

- (1) 工事又は製造の請負においては、その設計金額(消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下において同じ。)が130万円を超え1億5千万円未満のもの
- (2) 測量等の委託においては、その設計金額が50万円を超え1億5千万円未満のもの
- (3) その他の請負においては、その設計金額が50万円を超え1億5千万円未満のもので可能なもの
- (4) 物品においては、その設計金額が10万円を超えるもので可能なもの

2 前項の規定にかかわらず、藤沢市公共工事等総合評価競争入札試行実施要領(平成19年10月1日制定)第3条各号に掲げる総合評価競争入札の対象となるも

のは対象外とする。

(入札参加者の資格)

第3条 契約担当課長は、公募型入札の入札参加資格について、前条の規定により対象となる案件の種類（以下「工事等」という。）の規模、施工箇所及び内容に応じ、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項について、その種類若しくは範囲又は内容を定めることができる。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可の種類及びその他の許可登録事項
- (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点又は等級区分
- (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地
- (4) 配置予定技術者（資格者を含む。以下において同じ。）の資格
- (5) 工事等の実績
- (6) 不誠実な行為
- (7) 安全管理
- (8) 経営状況
- (9) 労働福祉

(10) 前各号に掲げるもののほか、公正な競争を維持するために必要と認める事項

2 契約課長は、前項の入札参加資格を定めたときにおいて、当該工事が特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成を条件とする場合にあっては、各構成員ごとに入札参加資格を定めなければならない。なお、この場合における構成員は、複数の共同企業体の構成員になることはできないものとする。また、代表者を同じくする複数の者により共同企業体を結成することはできないものとする。

3 契約課長は、公募型入札を執行しようとするときは、その開札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに第1項の入札参加資格（前項前段に規定する場合に該当するときには、各構成員ごとに定められた入札参加資格を含む。以下同じ。）並びに募集期間、入札の場所及び方法その他の必要事項を記載したもの（以下「募集要項」という。）を公表しなければならない。なお、電子情報処理組織を用いて公募型入札を実施する場合は、募集要項を電子情報処理組織に登録し、公表するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、緊急その他の特別の理由により急施を要するときは、

募集要項を公表する期日を開札期日の前日から起算して5日前までとすることができる。

- 5 複数の者で構成する組合等の構成員は、原則として当該組合等が参加しようとする公募型入札に参加することができないものとする。
- 6 公募型入札に参加しようとする者の間の関係については、次の各号のいずれかに該当しないものとする。ただし、該当する関係にある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。
 - (1) 一方の代表者が、他方の代表者を現に兼ねている関係
 - (2) 一方の代表者が、他方の管財人を現に兼ねている関係(入札参加の申請等)

第4条 公募型入札に参加しようとする者は、募集要項に定める期間内に、受注希望募集型競争入札参加の申請をしなければならない。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に必要な事項を登録し、電子情報処理組織により申請するものとする。

- 2 前項の申請は、受注希望募集型競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）によるものとし、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
 - (1) 配置予定技術者に関する事項（配置予定技術者の資格を入札参加資格として定めた場合に限る。なお、入札参加の申請日以前に直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあることが確認できる書類並びに配置予定技術者を監理技術者とした場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の本籍部分を削除したものの写し、特定の資格者とした場合は当該資格を証する書類の本籍部分を削除したものの写しを添付するものとする。また、開札の結果における落札者は、提出した入札参加申請書に記載した配置予定技術者を当該入札に係る工事等に従事する技術者として必ず配置しなければならないものとする。）
 - (2) 同種工事等の実績に関する事項（同種工事等の実績を入札参加資格として定めた場合に限る。なお、当該実績を証する書類の写しを添付するものとする。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、入札参加資格の確認に必要な事項
- 3 共同企業体の結成を条件とする場合にあっては、前項の申請は、工事請負競争入札参加資格者登録申請を兼ねるとともに、特定建設工事共同企業体協定書を提出させるものとする。
- 4 公募型入札の入札参加申請書は、必要に応じ、その記載要領を募集要項とともに

に公表するものとする。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、入札参加申請書その他必要な書類を電子情報処理組織に登録し、公表するものとする。

- 5 契約課長は、第1項の申請に基づき、当該申請者の入札参加資格の確認をしなければならない。

(入札参加資格の審査等)

第5条 契約課長は、前条第5項の規定に基づき、当該申請者の入札参加資格の有無について、審査を行うものとする。

- 2 契約課長は、前項の審査の結果により入札参加資格を有する者には、原則としてその全員に指名通知書により、募集要項に定める日若しくは期間内に当該申請者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しない者と判定した場合は、その理由を明記した入札参加資格を有しない判定に係る通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

- 3 前項後段の場合において、第7条第1項に定める質問書の提出をしない者又は同条第3項に定める質問回答書の交付を受けない者は、入札参加資格がないものと判定するものとする。

(設計図書の頒布等)

第6条 契約課長は、募集要項に定める期間に、募集要項に定める方法により、設計図書を頒布又は閲覧させるものとする。

(質問書の提出等)

第7条 公募型入札に参加しようとする者は、現場説明事項のある工事等においては、募集要項に定める日若しくは期間内に、工事等担当課長に対し、質問書を提出し、設計図書についての質問（質問事項がない旨を含む。）をしなければならない。なお、電子情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、質問を電子情報処理組織に登録し提出するものとする。

- 2 工事等担当課長は、前項の質問に対する回答を質問回答書により募集要項に定める日若しくは期間内に、募集要項で定める場所で、当該質問者に交付しなければならない。

- 3 前項の質問回答書は、当該工事等の設計図書の一部として取り扱うものとし、公募型入札に参加しようとする者は、募集要項に定める日若しくは期間内に、募集要項で定める場所で、質問回答書の交付を受けなければならない。なお、電子

情報処理組織を用いて入札を実施する場合は、回答を電子情報処理組織に登録し閲覧に供するものとする。

- 4 公募型入札に参加しようとする者は、現場説明事項のない工事等においては、設計図書についての質問がある場合は、第4条第1項の申請期間内に、契約課長に対し、書面により質問書を提出することができる。
- 5 契約課長は、前項の質問書の提出があったときの質問に対する回答について、公正な競争を維持するために必要と認める場合は、質問回答書により原則として指名通知書の発行日若しくは発行終了日時までに、その都度定める方法により、入札参加資格を有する者全員に交付するものとする。
- 6 前項の質問回答書は、当該工事等の設計図書の一部として取り扱うものとし、当該入札参加資格を有する者は、質問回答書の交付を受けなければならない。

(入札金額の内訳書の提出)

第8条 契約課長は、公募型入札に参加しようとする者に対して、当該入札の第1回目の入札に当たり、入札金額と併せてその内訳を記載した工事費等内訳書を提出させることができる。なお、電子情報処理組織を用いた入札を実施する場合は、電子情報処理組織に入札金額登録時に併せて内訳書を添付し電子情報処理組織により提出するものとする。

(入札の辞退)

第9条 契約課長は、入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札参加資格者の入札を辞退とするものとする。

- (1) 開札日時前までに書面により辞退届を提出した者（電子情報処理組織を用いた入札の場合は、電子情報処理組織に登録し提出したものを含む。）
- (2) 募集要項に定める日時若しくは期間内に入札書を提出しなかった者

(その他の細目)

第10条 この要領に定めがあるもののほか、取扱いの細目については、契約担当部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による公募型入札は、この要領の施行の日以後に募集要項の公表を行う公募型入札に適用し、同日前に募集要項の公表を行う公募型入札については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。